

東近江市国土強靱化計画

令和7年3月

滋賀県東近江市

策定・変更履歴

策定・変更年月	策定・変更の概要
平成28年3月	策定
平成30年3月	滋賀県国土強靱化地域計画策定に伴う変更
令和2年3月	国土強靱化基本計画変更に伴う変更
令和3年3月	関係府省庁による支援の検討状況を踏まえた変更
令和5年3月	関係府省庁による支援の検討状況を踏まえた変更
令和6年3月	関係府省庁による支援の検討状況を踏まえた変更
令和7年3月	国土強靱化基本計画変更に伴う変更

目 次

1 基本事項	1
(1) 計画の策定趣旨	
(2) 計画の位置付け	
(3) 計画の不断の見直し	
2 東近江市の概要	2
(1) 位置及び面積	
(2) 地形	
(3) 地質	
(4) 気候	
3 本市における国土強靱化の基本的な考え方	5
(1) 基本目標及び事前に備えるべき目標	
(2) 国土強靱化を推進する上での基本的な方針	
4 脆弱性評価	7
(1) 脆弱性の評価	
(2) 想定するリスクの設定	
(3) 起きてはならない最悪の事態の設定	
(4) 施策分野の設定	
(5) 脆弱性評価結果	
5 国土強靱化の推進方針	10
(1) 起きてはならない最悪の事態別の推進方針	
(2) 施策分野別の推進方針	
(3) 関係府省庁所管交付金・補助金を活用する主な推進方針	
別添 1 東近江市国土強靱化計画脆弱性評価の結果	
別添 2 東近江市国土強靱化計画関係府省庁所管交付金・補助金を活用する 主な推進方針一覧	

1 基本事項

(1) 計画の策定趣旨

近年、大型の台風や集中豪雨等による土砂災害や風水害が多発化し、本市では、平成30年9月の台風第21号において家屋の倒壊等による死者の発生をはじめ、浸水や農業の被害などが発生している。

また、南海トラフを震源とする大地震の発生確率は高く、過去の被害から考えると、一たび大地震が発生した場合には、本市への影響は避けられないものと想定される。

これまで、東日本大震災をはじめとする想定外の大規模な自然災害において、その都度、多くの尊い人命を失い、ばく大な経済的・社会的・文化的損失を被り、甚大な被害から長期間にわたる復旧・復興を余儀なくされてきた。

このような事態を避け、大規模な自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進するため、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、平成26年6月に基本法第10条に基づき「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が策定された。

基本計画は、平成30年12月に改定が行われた後、デジタル技術の革新等の社会情勢の変化やコロナ禍における自然災害への対応といった近年の災害で得られた新たな知見などを踏まえ、令和5年7月に2回目の改定が行われた。

本市においても、国土強靱化に関する施策の総合的、計画的な推進を図るため、平成28年3月に東近江市国土強靱化計画（以下「本計画」という）を策定し、国土強靱化に向けあらゆる施策を講じてきたところであり、基本計画改定の趣旨を踏まえて、本計画を改定する。

(2) 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」（以下「地域計画」という。）であり、基本法第14条に基づき国の基本計画と調和が保たれたものとなるように策定するとともに、滋賀県で策定される地域計画と連携を図るものとする。

また、本計画は、市政の基本方針である「東近江市総合計画」、災害に対処するための基本的な計画である「東近江市地域防災計画」等と連携を図るとともに、本市における国土強靱化施策を推進する上での指針として位置付ける。

さらに、「東近江市総合戦略」と相互に連携し、相乗効果を図るものとする。

(3) 計画の不断の見直し

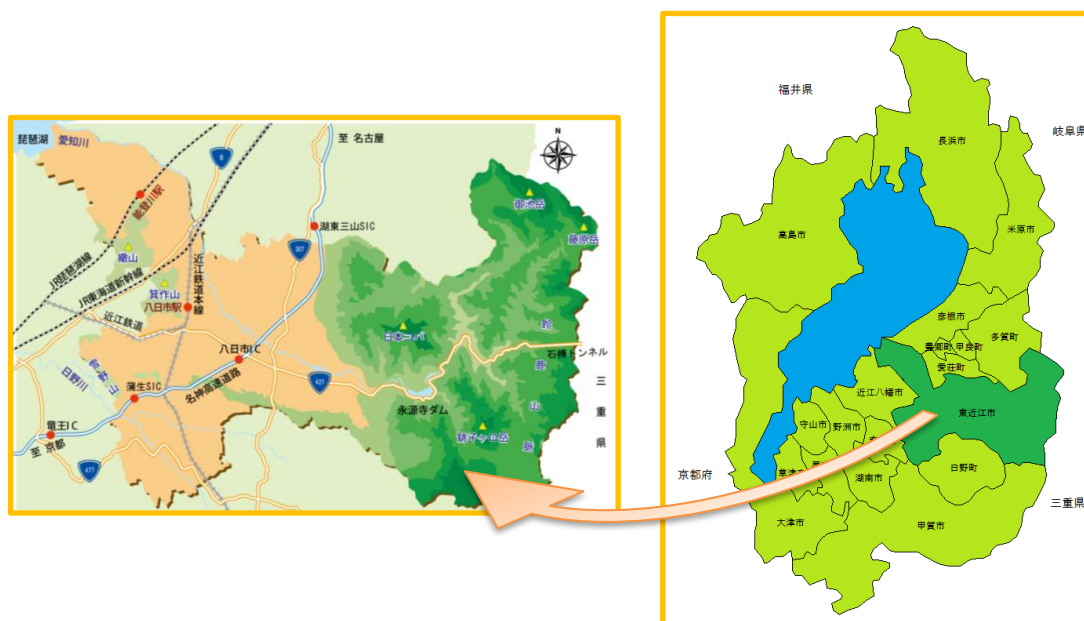
本計画は、国の基本計画と調和を図るため、おおむね5年ごとに見直すこととする。ただし、それ以前であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行う。

2 東近江市の概要

(1) 位置及び面積

本市は、滋賀県の南東部に位置し、京阪神と中京圏との中間に当たる。東は三重県との県境と接しており、県庁所在地大津市（滋賀県庁付近）へ直線距離で約30キロメートルの圏内にある。

本市の面積は、388.37平方キロメートル（東西約33.3キロメートル、南北約26.4キロメートル）、標高は、最高1,247メートル、最低81メートルである。



(2) 地形

本市は東西に長く、全体として東に高く、西に向かって標高が低くなる地形である。

東部に御池岳（1,247メートル）、雨乞岳（1,238メートル）、御在所岳（1,212メートル）、藤原岳（1,140メートル）などの鈴鹿山脈に属する1,000メートル級の山々が連なる。北東部には起伏量が600メートル以上の大起伏山地が見られ、起伏量が400メートル以上600メートル未満の中起伏山地が広がっている。起伏量が400メートル未満の山地は、鈴鹿山脈の山頂部と山麓部などに見られる。また、西端部には湖東島状山地と呼ばれる平野に囲まれた小山が分布する。

この山々に源を發し西流して琵琶湖に注ぐ愛知川が地域の中央を流れ、市域は、南部の一部などを除いてほぼ全体が愛知川流域に含まれ、愛知川の右岸には標高130メートルから200メートル、左岸には標高105メートルから220メートルの台地が広がっている。台地は主に水田として利用され、集落も形成されており、特に左岸側では市街地となっている。また、低地部は、東部山地部から西方の琵琶湖までの間で愛知川、日野川により形成され、扇状地や自然堤防のような微高地と三角州や谷底平野のような低地に区分される。

(3) 地質

地質は、東部などには、砂岩・粘板岩などの古期堆積岩と鈴鹿山脈を形成している鈴鹿花崗岩、石英斑岩などの半深成岩が固結した地質が分布する。中部以西には、新生代の第三紀末から第四紀にかけて堆積した古琵琶湖層群と呼ばれる砂礫層・砂層・粘土層などの半固結状の地層群、それ以降に堆積した砂礫を主体とする段丘層及び砂・礫・泥などの未固結の軟質な沖積層が分布する。鈴鹿花崗岩は一般に結晶は粗粒で、表層部は風化が進み真砂土となっており、雨水などにより侵食されやすく、崩壊しやすい特性がある。

また、鈴鹿西縁断層帯と呼ばれる滋賀県米原市から甲賀市に至る断層帯があり、その長さは約44キロメートルで、ほぼ南北方向に延び、東側が相対的に隆起する逆断層である。

(4) 気候

滋賀県内の気候は地形の影響により若狭湾から北西気流が、大阪湾から南西気流が、伊勢湾から南東気流がそれぞれ流入しやすく、“気流の三叉路”となっている。このため、県内では北陸型、瀬戸内型、東海型の各気候区が重なり合っている。本市は、おおむね瀬戸内型の気候区に属しており、滋賀県内では湖東北気候区と湖東南気候区、甲賀気候区にまたがっている。

瀬戸内型気候区は、表日本型と裏日本型の間に挟まれて、年間を通じて降水量が少なく、風も穏やかなことが特徴である。

気象庁の東近江観測所（平成18年2月28日までは「蒲生」）で観測されている過去の雨量、風等の観測値は、表1及び表2に示すとおりである。

表1 気象庁東近江観測所の平年値

	降水量 (mm)	平均気温 (℃)	日最高気温 (℃)	日最低気温 (℃)	平均風速 (m/s)	日照時間 (時間)
1月	77.7	3.1	7.6	-0.8	1.9	106.0
2月	82.2	3.5	8.4	-0.7	2.1	114.1
3月	105.8	7.0	12.6	1.7	2.3	154.6
4月	102.9	12.4	18.6	6.5	2.2	175.5
5月	130.7	17.7	23.5	12.3	2.0	186.3
6月	181.0	21.7	26.8	17.3	1.6	135.2
7月	181.7	25.7	30.9	21.7	1.5	152.7
8月	123.1	26.7	32.5	22.4	1.6	201.0
9月	167.0	22.8	28.0	18.5	1.8	149.4
10月	142.0	16.7	22.2	11.9	1.7	151.0
11月	74.4	10.7	16.3	5.6	1.6	136.4
12月	72.0	5.5	10.5	1.2	1.7	119.2
年	1440.5	14.5	19.8	9.8	1.8	1781.3
統計 期間	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020	1991～ 2020

(資料：気象庁)

表2 気象庁東近江観測所の観測史上1～10位の値

	日降水量 (mm)	日最大 1時間降水量 (mm)	月降水量の 多い方から (mm)	日最大 風速・風向 (m/s)	日最大 瞬間風速・風向 (m/s)
1位	217.5 (2017/10/22)	64 (1984/7/21)	532.5 (2017/10)	18 × (1979/9/30)	32.2 南東 (2018/8/23)
2位	174 (1982/8/1)	60 (1976/6/9)	485 (1982/8)	16.5 東南東 (2018/9/4)	31.7 東南東 (2018/9/4)
3位	144 (1994/9/16)	54 (1988/6/9)	483 (1985/6)	16 北北西 (1990/9/19)	29.4 北北西 (2017/10/23)
4位	140.5 (2014/8/9)	48 (2002/7/10)	449 (1987/7)	15.3 北北西 (2013/9/16)	28.6 東 (2018/9/30)
5位	130.5 (2013/9/16)	48 (1988/9/12)	432.0 (2014/8)	15 北西 (1990/9/20)	26.5 北 (2013/9/16)
6位	129 (1986/7/10)	47 (1987/7/14)	430 (1988/6)	15 東南東 (1987/10/17)	26.2 北北西 (2009/10/8)
7位	129 (1985/6/25)	46.5 (2023/9/21)	396 (1995/7)	14.2 北西 (2017/10/23)	26.0 南東 (2011/9/2)
8位	119.0 (2019/10/12)	46 (1987/7/31)	390 (1997/7)	14 南東 (1988/4/18)	25.9 南東 (2012/4/3)
9位	116 (2000/9/11)	45 (1982/8/9)	383 (1986/7)	14 南東 (1979/10/19)	24.3 南東 (2011/9/3)
10位	114 (1995/7/21)	44.5 (2022/7/19)	370 (1990/9)	13.1 南東 (2018/8/23)	24.1 北北西 (2019/10/12)
統計 期間	1976/1～ 2025/3	1976/1～ 2025/3	1976/1～ 2025/2	1978/12～ 2025/3	2008/3～ 2025/3

(資料：気象庁)

3 本市における国土強靱化の基本的な考え方

(1) 基本目標及び事前に備えるべき目標

大規模自然災害の発生たびに甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧復興を図る、といった「事後対策」の繰り返しを避け、大規模な自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行う地域づくりを推進することが重要である。そこで、いかなる自然災害等が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域及び経済社会が構築されるよう、次の4点を「基本目標」とし、国土強靱化を推進する。

(基本目標)

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 人命の保護が最大限図られること。② 市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること。③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化④ 迅速な復旧復興 |
|--|

これらの基本目標を達成するため、次の6点を「事前に備えるべき目標」として設定する。

(事前に備えるべき目標)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。③ 必要不可欠な行政機能を確保する。④ 経済活動を機能不全に陥らせない。⑤ 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。⑥ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。 |
|---|

「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」は、国の基本計画と調和を図るため、基本計画の「基本目標」及び「事前に備えるべき目標」を準用している。

(2) 国土強靱化を推進する上での基本的な方針

事前防災、減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害に備えた本市の全域にわたる強靱なまちづくりについて、東日本大震災や近年各地で発生する風水害など、過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき本市の国土強靱化を推進する。

ア 国土強靱化の取組姿勢

- ・本市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているかをあらゆる側面から吟味しつつ取り組む。
- ・短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・本市の経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力及び適応力を強化する。

イ 適切な施策の組合せ

- ・災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保などのハード対策と訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせる効果的に施策を推進する。
- ・自助、共助、公助を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組む。
- ・非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

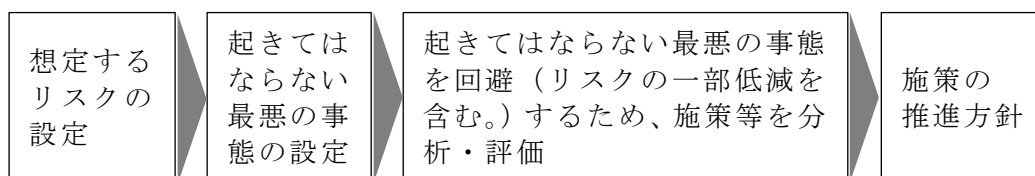
ウ 効率的な施策の推進

- ・社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して施策の重点化を図る。
- ・既存の社会資本の有効活用をすること等により費用を削減しつつ、有用な最先端のデジタル技術を活用することなどにより、効率的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的かつ効果的な維持管理を推進する。

4 脆弱性評価

(1) 脆弱性の評価

本計画を策定するに当たり、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、基本法第9条第5号の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価（以下「脆弱性の評価」という。）を行った。



(2) 想定するリスクの設定

過去の被災経験や地域特性から、本市において想定するリスクは「大規模地震」及び「風水害」とする。

(3) 起きてはならない最悪の事態の設定

脆弱性評価は、基本法第17条第3項に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うこととする。

本市においては、国の基本計画と調和を図りつつ本市の地域特性等を踏まえ、「事前に備えるべき目標」ごとに、表3のとおり27項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定する。

表3 起きてはならない最悪の事態

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ。	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの損壊など）等による多数の死傷者の発生
		1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ。	2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートへの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
		2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生

3	必要不可欠な行政機能を確保する。	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	経済活動を機能不全に陥らせない。	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
		4-2	高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
		4-3	食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への甚大な影響
		4-4	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
		4-5	農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下
5	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる。	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
		5-2	電力供給ネットワーク（発電電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
		5-3	都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
		5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
		5-5	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する。	6-1	災害対応・復旧復興を支える人材等（企業、労働者、NPO、地域に精通した技術者、専門家、コーディネーター、ボランティア等）の不足等により復興できなくなる事態
		6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		6-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市経済等への甚大な影響

(4) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避し、最悪の事態に至らないようにするために必要な施策分野として、次の個別施策分野及び横断的施策分野を設定する。

【個別施策分野】

- ①消防・防災 ②都市・交通 ③保健・医療・福祉 ④産業・経済
- ⑤教育・こども ⑥環境・上下水道 ⑦行政機能

【横断的施策分野】

- ①情報共有と防災意識の向上 ②老朽化対策 ③デジタル活用

(5) 脆弱性評価結果

脆弱性評価の結果については、別添1「東近江市国土強靱化計画 脆弱性評価の結果」のとおりである。

5 国土強靱化の推進方針

(1) 起きてはならない最悪の事態別の推進方針

脆弱性評価の結果に基づき、「起きてはならない最悪の事態」を回避するための今後の施策の推進方針は、次のとおりとする。

目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

1 - 1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
<ul style="list-style-type: none">○計画的に耐震性を有する防火水槽に更新するとともに、設置箇所の充実を図る。○消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材等の充実強化を図る。○消防車庫・詰所の計画的な更新整備を図る。○消防団員の確保と資質の向上を図る。○公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の見直しを行う。○民間の高齢者施設の防災・減災対策に対する支援を図る。○民間の障害者施設の防災・減災対策に対する支援を図る。○医療施設・機器等の耐震化を図る。○保育所及び幼稚園の計画的な老朽化対策又は認定こども園化を図る。○認定こども園の計画的な老朽化対策を図る。○計画的に卸売市場の老朽化対策を図る。○道の駅奥永源寺溪流の里の老朽化対策を図る。○市営住宅の老朽化等に対応するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の建替えや解体及び統廃合を進める。○既存建築物耐震改修促進計画の見直しを行う。○地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、既存建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅等の耐震診断や耐震改修の取組の支援や耐震化の普及啓発を図る。○地震による住宅等の倒壊を防止するため、管理不十分な空家等について関係機関と連携し、空家対策（所有者に対する空家の除却や適正管理の指導等）を推進する。○災害時の緊急輸送道路や広域幹線ネットワークとのアクセス道路などの分断等を回避するため、道路整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。○避難路の安全を確保するため避難路に面する民間ブロック塀等の耐震化の支援と啓発を図る。○地震による建物倒壊被害の拡大を防止するため、狭あい道路の拡幅を推進する。○不特定多数が利用する建築物で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物について耐震化の啓発を図る。○地震に伴う盛土の崩落による被害を防止するため、県と連携して盛土の安全性の把握・対策を行う。○身を守る行動の取り方等について、学校で継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。○学校施設個別施設計画を策定する。	

○計画的に学校施設、文化振興施設、スポーツ施設及び図書館の老朽化対策や天井等非構造部材の耐震化を図る。

【重要業績指標】

	R5		R11
○防火水槽の設置数	580 基	→	585 基
○消防団員数	811 人	→	910 人
○公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定	策定済	→	計画改定
○公営住宅等長寿命化計画に基づく整備達成率	15.8%	→	79.5%
○既存建築物耐震改修促進計画の改定	改定済 (R2)	→	計画改定
○木造住宅の耐震化率 (建替えを含む。)	84.7%	→	95.0%
○適正に管理されている空家等率	72.0%	→	80.0%
○道路整備アクションプログラム整備率			
	都市計画道路	3.9%	→ 47.1%
○スポーツ施設の吊り天井等の落下防止対策実施率	87.5%	→	100%

1-2

地震に伴う密集市街地等の不特定大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 公共施設等において地震や火災等の災害を想定した避難訓練を定期的を実施する。
- 計画的に耐震性を有する防火水槽に更新するとともに、設置箇所の充実を図る。
- 消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材等の充実強化を図る。
- 消防車庫・詰所の計画的な更新整備を図る。
- 消防団員の確保と資質の向上を図る。
- 全国瞬時警報システム (Jアラート) 自動起動装置の更新を行う。
- 防災情報告知放送システムの整備、戸別受信機の設置拡大、情報通信訓練の実施等緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る。
- 防災情報等を確実に伝達するため、伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の見直しを行う。
- 介護サービス事業所において地域住民と連携した夜間想定避難訓練の実施を推進する。
- 医療施設・機器等の耐震化を図る。
- 保育所及び幼稚園の計画的な老朽化対策又は認定こども園化を図る。
- 認定こども園の計画的な老朽化対策を図る。
- 地震による住宅等の倒壊を防止するため、管理不十分な空家等について関係機関と連携し、空家対策 (所有者に対する空家の除却や適正管理の指導等) を推進する。
- 災害時において速やかな避難や救助を図るため、緑地・オープンスペースの確保や避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を推進する。
- 火災の延焼による被害の拡大を防止するため、狭あい道路の拡幅を推進する。
- 計画的に学校施設、文化振興施設、スポーツ施設及び図書館の老朽化対策や天井等非構造部材の耐震化を図る。
- 地域における防災体制を強化するため、出前講座やリーダー養成講座を積極的に開催する。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。

- 災害時の緊急輸送道路や広域幹線ネットワークとのアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。
- 災害時における橋梁及びトンネルの信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。
- 災害時における電柱等の倒壊から避難路を確保するため、無電柱化を推進する。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止し避難路を確保するため、避難路沿道建築物の耐震診断への支援や耐震化の普及啓発を図る。
- 災害時の給水機能を確保するため、上水道基幹管路及び配水池の耐震化を図る。

【重要業績指標】	R5		R11
○防火水槽の設置数	580 基	→	585 基
○消防団員数	811 人	→	910 人
○全国瞬時警報システム（J アラート）自動起動装置の整備	未更新	→	更新済
○防災情報告知放送システム設置率	57.1%	→	80.0%
○公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の策定	策定済	→	計画改定
○介護サービス事業所における地域住民の参加による夜間を想定した火災等避難訓練の実施率	8.6%	→	100%
○適正に管理されている空家等率	72.0%	→	80.0%
○スポーツ施設の吊り天井等の落下防止対策実施率	87.5%	→	100%
○自主防災組織の組織率（自警団を含む）	84.8%	→	90.0%
○道路整備アクションプログラム整備率			
都市計画道路	3.9%	→	47.1%
○補修実施橋梁数	1 橋	→	7 橋
○上水道基幹管路の耐震化率	57.0%	→	60.6%
○貯水池の耐震化率	86.3%	→	88.1%

1-3 突発的又は広域的な洪水に伴う、長期的な市街地等の浸水やため池・防災インフラの損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

- 水害が想定される公共施設等において避難訓練を定期的実施する。
- 防災マップ（洪水ハザードマップを含む。）について、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映するとともに市民等への周知を図る。
- 浸水想定区域等に所在する要配慮者利用施設（学校、福祉施設、幼児施設等）において避難確保計画の策定を推進する。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）自動起動装置の更新を行う。
- 防災情報告知放送システムの整備、戸別受信機の設置拡大、情報通信訓練の実施等緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る。
- 防災情報等を確実に伝達するため、伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 広範囲で甚大な浸水被害を防止するため、国・県との連携を強化し、河川改修や堤防強化対策等の河川整備及び河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去や樹木

<p>の伐採等の河川の適正な維持管理を促進する。</p> <p>○集中豪雨等による雨水の流出量増大による市街地等の浸水被害を防止するため、雨水排水計画を策定し、計画的な雨水排水対策を推進する。</p> <p>○雨水渠や河川水路の計画的な整備を図る。</p> <p>○身を守る行動の取り方等について、学校で継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。</p> <p>○農村地域の防災減災力の向上を図るため、防災重点農業用ため池の位置及びハザードマップの周知を図る。</p> <p>○新たに防災重点農業用ため池として選定された場合は、速やかにハザードマップを策定し、周知を図る。</p> <p>○耐震調査が必要な防災重点農業用ため池の耐震調査を行い、計画的に耐震化等を実施する。</p> <p>○宅地開発等で設置された調整池について、流出抑制機能が確保されるよう適切な維持管理を行う。</p>		
<p>【重要業績指標】</p> <p>○全国瞬時警報システム（Jアラート）自動起動装置の整備</p> <p>○防災情報告知放送システム設置率</p> <p>○浸水対策整備率 （木戸川都市下水路・北部都市下水路） （筏川・中野大川）</p>	<p>R5</p> <p>未更新</p> <p>57.1%</p> <p>30.6%</p> <p>15.6%</p>	<p>R11</p> <p>更新済</p> <p>80.0%</p> <p>40.0%</p> <p>27.4%</p>

1-4	<p>大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの損壊など）等による多数の死傷者の発生</p>	
<p>○土砂災害が想定される公共施設等において避難訓練を定期的実施する。</p> <p>○防災マップ（洪水ハザードマップを含む。）について、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映するとともに市民等への周知を図る。</p> <p>○土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設（学校、福祉施設、幼児施設等）において避難確保計画の策定を推進する。</p> <p>○土砂災害に対する安全性の向上を図るため、国・県との連携を強化し、砂防施設の整備を促進する。</p> <p>○土砂災害の発生・被害を最小限に抑えるため、国・県との連携を強化し、急傾斜地崩壊対策を促進する。</p> <p>○土砂災害による住宅・建物の倒壊を防ぐため、土砂災害特別警戒区域からの移転や建物補強による対策を推進する。</p> <p>○大雨に伴う盛土の崩落による被害を防止するため、県と連携して盛土の安全性の把握・対策を行う。</p> <p>○身を守る行動の取り方等について、学校で継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。</p> <p>○登山者等が豪雨時等の山地被害等からの一時避難施設として利用可能な施設を整備する。</p>		
<p>【重要業績指標】</p> <p>登山者用バイオトイレ整備箇所数</p>	<p>R5</p> <p>3箇所</p>	<p>R11</p> <p>5箇所</p>

1-5	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
<p>○豪雪時において緊急輸送道路をはじめ幹線道路等の適切な除排雪を推進するとともに、除雪作業を請け負う事業者の育成等による安定的な確保を図る。</p> <p>○身を守る行動の取り方等について、学校で継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。</p>	
【重要業績指標】	R5 R11
-	- -

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
<p>○災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう、国・県の指針に基づき受援計画を策定する。</p> <p>○自衛隊、警察、消防等との活動の連携を目的とする合同訓練が実施できるよう、関係機関と調整を行う。</p> <p>○災害時に広域的な受援・応援を円滑に行うため、他自治体と応援協定の締結や平時の情報交換等により連携強化を図る。</p>	
【重要業績指標】	R5 R11
-	- → -

2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
<p>○災害時におけるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。</p> <p>○在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者等に対して災害時の対応についての啓発を図り、必要な方に日常生活用具として給付する。</p> <p>○災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、インフルエンザ等の予防接種の接種率向上の推進と感染症への正しい予防知識の周知を図る。</p> <p>○消毒液やグローブ、マスクなどの医療用備蓄品を備蓄し、定期的に更新する。</p> <p>○県、医療機関、医師会などの各種団体等と連携協力し、災害時医療体制の充実を図る。</p> <p>○医療施設・機器等の耐震化を図る。</p> <p>○災害拠点病院に指定されている近江八幡総合医療センターとの連携を推進するとともに、本市エリア内で災害時医療体制を構築する。</p> <p>○災害時に医療救護所を開設できるよう医師会等の関係機関と調整を図る。</p> <p>○災害時において緊急輸送道路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。</p> <p>○災害時において基幹的な広域輸送機能を確保するため、(仮称)黒丸スマートIC</p>	

<p>の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時において緊急輸送道路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとのアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。 ○災害時における橋梁及びトンネルの信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。 ○災害時における電柱等の倒壊から避難路を確保するため、無電柱化を推進する。 ○災害時の緊急輸送道路の分断等を回避するため、高速道路を跨ぐ跨道橋の老朽化対策の推進を図る。 			
【重要業績指標】	R5		R11
○道路整備アクションプログラム整備率			
幹線道路	19.9%	→	56.2%
都市計画道路	3.9%	→	47.1%
○補修実施橋梁数	1 橋	→	7 橋

2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生		
<ul style="list-style-type: none"> ○基幹的な役割を果たす避難所において、自家用発電機や太陽光発電及び蓄電池の整備など、災害時における電力確保のための整備を行う。 ○トイレの確保のほか、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針」等を踏まえた対策を進める。 ○被害認定調査や被災証明書を交付するためのマニュアルやシステム整備など被災者の生活再建支援を迅速に行うための体制を整備する。 ○災害時におけるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。 ○在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者等に対して災害時の対応についての啓発を図り、必要な方に日常生活用具として給付する。 ○災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、インフルエンザ等の予防接種の接種率向上の推進と感染症への正しい予防知識の周知を図る。 ○消毒液やグローブ、マスクなどの医療用備蓄品を備蓄し、定期的に更新する。 ○県、医療機関、医師会などの各種団体等と連携協力し、災害時医療体制の充実を図る。 ○医療施設・機器等の耐震化を図る。 ○災害拠点病院に指定されている近江八幡総合医療センターとの連携を推進するとともに、本市エリア内で災害時医療体制を構築する。 ○災害時に医療救護所を開設できるよう医師会等の関係機関と調整を図る。 ○計画的に学校施設及びスポーツ施設の老朽化対策や天井等非構造部材の耐震化を図る。 ○身を守る行動の取り方等について、学校で継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。 			
【重要業績指標】	R5		R11
○防災地区ごとに1箇所の電力を確保できる避難所の整備	9 箇所	→	24 箇所

○災害用トイレの備蓄	79,800 回分	→	112,500 回分
○被災者生活再建支援システムの導入	未導入	→	導入済
○スポーツ施設の吊り天井等の落下防止対策 実施率	87.5%	→	100%

2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
------------	---

- 計画的な食料、生活必需品等の備蓄を図る。
- 家庭において日常備蓄（ローリングストック方式）により、災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。
- 拠点となる施設の整備に合わせて備蓄倉庫を整備する。
- 県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定の締結の拡大を図る。
- 応援物資について、より効果的に受け入れ、適切に保管できる施設を確保する。
- 災害時に近隣住民が利用できる井戸として登録・周知を図るとともに、市内にバランスよく登録が進むよう推進する。
- 基幹的な役割を果たす避難所において、自家用発電機や太陽光発電及び蓄電池の整備など、災害時における電力確保のための整備を行う。
- 卸売市場における生鮮食料品等の安定供給機能を維持するため、停電時の電源確保等の対策を図る。
- 道の駅等において断水等災害時にも使用できるトイレの確保や自立・分散型エネルギーの導入など防災機能の強化を推進する。
- 災害時において緊急輸送道路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。
- 災害時において基幹的な広域輸送機能を確保するため、(仮称)黒丸スマートICの整備を図る。
- 災害時において緊急輸送道路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとのアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。
- 災害時における橋梁及びトンネルの信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。
- 災害時における電柱等の倒壊から避難路を確保するため、無電柱化を推進する。
- 災害時の緊急輸送道路の分断等を回避するため、高速道路を跨ぐ跨道橋の老朽化対策の推進を図る。
- 災害時の給水機能を確保するため、上水道基幹管路及び配水池の耐震化を図る。
- 上水道管路の破損時に配水池の水道水を確保するため、緊急遮断弁の整備を行う。

【重要業績指標】	R5	→	R11
○非常用食料等の備蓄数 主食	17,000食	→	21,900食
毛布	15,290枚	→	15,000枚
○備蓄倉庫数	10箇所	→	15箇所
○災害時応援協定数	72指定	→	90指定
○井戸登録数	67箇所	→	70箇所

○防災地区ごとに1箇所の電力を確保できる 避難所の整備	9箇所	→	24箇所
○道路整備アクションプログラム整備率			
幹線道路	19.9%	→	56.2%
都市計画道路	3.9%	→	47.1%
○補修実施橋梁数	1橋	→	7橋
○上水道基幹管路の耐震化率	57.0%	→	60.6%
○配水池の耐震化率	86.3%	→	88.1%
○配水池緊急遮断弁設置箇所数	9箇所	→	10箇所

2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生		
<p>○孤立が想定される地域において、計画的な食料、生活必需品等の備蓄を図る。</p> <p>○孤立が想定される地域において、日常備蓄（ローリングストック方式）により、災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。</p> <p>○孤立が想定される自治会における備蓄場所の確保を図る。</p> <p>○孤立が想定される地域にヘリポートを整備する。</p> <p>○孤立が想定される地域において、非常用電源用に自家発電機を設置し、その燃料を確保する。</p> <p>○孤立が想定される地域において、非常通信用に衛星電話を確保する。</p> <p>○孤立が想定される地域において、地域で集会所等への自主避難を含めた避難先を確保し、地域で運営できるよう啓発する。</p> <p>○災害時において緊急輸送道路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。</p> <p>○災害時において基幹的な広域輸送機能を確保するため、(仮称)黒丸スマートICの整備を図る。</p> <p>○災害時において緊急輸送道路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとのアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。</p> <p>○災害時における電柱等の倒壊から避難路を確保するため、無電柱化を推進する。</p>			
【重要業績指標】		R5	R11
○孤立が想定される地域の非常用食料等の 備蓄数	主食	260食	→ 1,100食
	毛布	150枚	→ 350枚
○孤立が想定される地域の備蓄倉庫設置箇所数		1箇所	→ 4箇所
○孤立が想定される地域のヘリポート整備数		1箇所	→ 2箇所
○孤立が想定される地域の自家発電機設置 箇所数		1箇所	→ 4箇所
○孤立が想定される地域の衛星電話設置数		1箇所	→ 4箇所
○道路整備アクションプログラム整備率			
	幹線道路	19.9%	→ 56.2%
	都市計画道路	3.9%	→ 47.1%

2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生	
<p>○トイレの確保のほか、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針」等を踏まえた対策を進める。</p> <p>○災害時の防災対策の拠点となるスポーツ施設での感染症の発生、まん延を防止するため、空調設備の整備を推進する。</p> <p>○災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、インフルエンザ等の予防接種の接種率向上の推進と感染症への正しい予防知識の周知を図る。</p> <p>○消毒液やグローブ、マスクなどの医療用備蓄品を備蓄し、定期的に更新する。</p> <p>○地震による住宅等の倒壊を防止するため、管理不十分な空家等について関係機関と連携し、空家対策（所有者に対する空家の除却や適正管理の指導等）を推進する。</p> <p>○防災拠点及び避難所の排水を受ける管渠や緊急輸送道路等に埋設されている管渠は、公共下水道の重要な幹線であり、被災時において公共下水道の機能を確保する必要があるため、計画的な耐震対策を図る。</p>		
【重要業績指標】	R5	R11
○災害用トイレの備蓄	79,800回分	→ 112,500回分
○適正に管理されている空家等率	72.0%	→ 80.0%
○公共下水道の重要な幹線管渠の耐震化率	44.2%	→ 56.3%

目標3 必要不可欠な行政機能を確保する

3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
<p>○防災拠点となる本庁・支所について適切な維持管理と機能強化を図る。</p> <p>○業務継続計画【震災編】の実効性を高めるため、見直しを行う。</p> <p>○一元化された防災情報について、職員の情報分析や対応能力の向上を図るとともに、防災情報の充実を図る。</p> <p>○職員参集システム等の導入により、発災後、自動的に職員に関する情報が収集整理できる体制を確保する。</p> <p>○被害認定調査や被災証明書を交付するためのマニュアルやシステム整備など被災者の生活再建支援を迅速に行うための体制を整備する。</p>		
【重要業績指標】	R5	R11
○職員参集システムの導入	未導入	→ 導入済
○被災者生活再建支援システムの導入	未導入	→ 導入済

目標4 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
------------	--

- 商工会議所及び商工会と連携して事業継続力強化支援計画を策定し、共同で小規模事業者における事業継続計画の策定等の支援を図る。
- 商工会議所、商工会、金融機関等と連携し、民間事業者における事業継続計画の策定支援等を図る。
- 災害に強い民間物流施設の確保を推進する。
- 災害時において緊急輸送道路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。
- 災害時において基幹的な広域輸送機能を確保するため、(仮称)黒丸スマートICの整備を図る。
- 災害時において緊急輸送道路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとのアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。
- 災害時における橋梁及びトンネルの信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。
- 災害時における電柱等の倒壊から避難路を確保するため、無電柱化を推進する。
- 災害時の緊急輸送道路の分断等を回避するため、高速道路を跨ぐ跨道橋の老朽化対策の推進を図る。

【重要業績指標】	R5		R11
○事業継続力強化支援計画の策定	策定済	→	継続策定
○道路整備アクションプログラム整備率			
幹線道路	19.9%	→	56.2%
都市計画道路	3.9%	→	47.1%
○補修実施橋梁数	1橋	→	7橋

4-2 高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出

- 倒壊工場等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、県と連携し、適正管理の啓発や調査・モニタリング等の対策を推進する。
- アスベスト使用建築物が損壊・破損することにより、アスベストの飛散・暴露等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、アスベスト使用建築物の所在情報を把握し、アスベスト含有分析・除去の啓発や調査・モニタリング等の対策を推進する。

【重要業績指標】	R5		R11
—	—	→	—

4-3 食料等の安定供給の停滞に伴う、経済活動への莫大な影響

- 家庭において食料、飲料水、生活必需品等を1週間分備蓄するよう啓発する。
- 県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定の締結の拡大を図る。
- 大規模災害発生時に迅速かつ確な救援・支援を行うため、農畜水産物の集配拠点として、道の駅、公設地方卸売市場、JA集出荷場等の活用を検討する。

- 災害時において緊急輸送道路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。
- 災害時において基幹的な広域輸送機能を確保するため、(仮称)黒丸スマートICの整備を図る。
- 災害時において緊急輸送道路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとのアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。
- 災害時における橋梁及びトンネルの信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。
- 災害時における電柱等の倒壊から避難路を確保するため、無電柱化を推進する。
- 災害時の緊急輸送道路の分断等を回避するため、高速道路を跨ぐ跨道橋の老朽化対策の推進を図る。
- 災害時における非常時食料を確保するため、学校給食センター備蓄の給食用非常食料の配布の体制整備を図る。

【重要業績指標】	R5		R11
○災害時応援協定数	72 指定	→	90 指定
○道路整備アクションプログラム整備率			
幹線道路	19.9%	→	56.2%
都市計画道路	3.9%	→	47.1%
○補修実施橋梁数	1 橋	→	7 橋

4-4 異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

- 農業用施設の長寿命化や特定農業用管水路等(石綿管)の更新を図る。
- 災害時の給水機能を確保するため、上水道基幹管路及び配水池の耐震化を図る。
- 水道事業施設整備計画に基づき、計画的に上水道管路の更新を図る。

【重要業績指標】	R5		R11
○特定農業用管水路等(石綿管)の更新済延長	36.3 km	→	39.8 km
○上水道基幹管路の耐震化率	57.0%	→	60.6%
○配水池の耐震化率	86.3%	→	88.1%
○上水道管路経年化率	12.4%	→	21.5%以内

4-5 農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下

- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、河辺いきものの森及び布引の森を適正に管理する。
- 効率的な森林施業と適切な森林経営管理を推進するため、施業の集約化に向けた森林境界明確化に取り組む。
- 効率的な森林(人工林)施業を推進し、健全な林業経営を促進するとともに、適切な森林保全を通じて防災・減災機能など森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるため、森林所有者や地域住民を中心とした集落会議を開催し、100年の森づくり方針の策定を行う。

- 森林のもつ多面的機能を回復し、山地の防災・減災対策を推進するため、計画的な森林整備を促進する。
- 有害鳥獣による森林及び農地等への被害を防止するため、東近江地域鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣の捕獲、侵入防止柵や緩衝帯の整備等を推進する。
- 林道の個別施設計画（長寿命化）に基づく、定期的なトンネル及び橋梁の点検と補修を実施する。
- 市森林整備計画の「基幹路網の整備計画」に掲載されている林道の維持管理及び改良工事を実施する。
- 治山事業による山地災害の防止と森林の適正な保全管理を図る。
- 集落による農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動を多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金等により支援を図る。
- 農村地域の防災減災力の向上を図るため、防災重点農業用ため池の位置及びハザードマップの周知を図る。
- 新たに防災重点農業用ため池として選定された場合は、速やかにハザードマップを策定し、周知を図る。
- 耐震調査が必要な防災重点農業用ため池の耐震調査を行い、計画的に耐震化等を実施する。
- 農業用施設の長寿命化や特定農業用管水路等（石綿管）の更新を図る。
- 農業の生産活動を維持し、農地の荒廃を防ぐため、農地等基盤整備を図る。
- 農地利用状況調査により遊休農地の現状を把握し、耕作の再開や農地の保全に向けた支援を行うとともに、生産振興や地域振興施策など総合的な取組により、耕作放棄地の解消を図る。

【重要業績指標】	R5		R11
○森林境界明確化の実施面積	135.4ha	→	600ha
○100年の森づくり方針の策定集落数	累計 11 集落	→	累計 26 集落
○間伐等整備済森林面積 ※「公益的機能別施業森林」の区域内において対象となる間伐等の対象面積 900ha	46ha	→	600ha
○災害に強い森林づくり事業実施面積	5.8ha	→	18ha
○林道整備（改良）箇所数	0 箇所	→	6 箇所
○農地保全活動取組面積	7,009ha	→	7,100ha
○中山間地域等農地保全活動取組面積	118ha	→	183ha
○特定農業用管水路等（石綿管）の更新済延長	36.3 km	→	39.8 km
○再生利用が可能な遊休農地面積	5.4ha	→	5.1ha

目標 5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
○庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバーを置く施設等について、非常用発電機の設置や発電容量の適量化を図る。	

- 防災情報告知放送システムの整備、戸別受信機の設置拡大、情報通信訓練の実施等緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る。
- 全国瞬時警報システム（Jアラート）自動起動装置の更新を行う。
- 防災情報等を確実に伝達するため、伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 地域における防災体制を強化するため、出前講座やリーダー養成講座を積極的に開催する。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。
- 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設（学校、福祉施設、幼児施設等）において避難確保計画の策定を推進する。
- 避難行動要支援者の条件に該当している方などに対して避難行動要支援者支援制度の周知を図る。

【重要業績指標】	R5		R11
○非常用発電機の設置	8 施設	→	10 施設
○防災情報告知放送システム設置率	57.1%	→	80.0%
○全国瞬時警報システム（Jアラート）自動起動装置の整備	未更新	→	更新済
○自主防災組織の組織率（自警団を含む）	84.8%	→	90.0%
○避難支援等関係者への名簿情報等提供意向調査書の回答率（累積）	85.9%	→	90.0%

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

- 災害時の事業所での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を商工会議所及び商工会等と連携し推進する。
- 災害時における電柱等の倒壊から避難路を確保するため、無電柱化を推進する。
- 災害時の庁舎等公共施設での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。
- 基幹的な役割を果たす避難所において、自家用発電機や太陽光発電及び蓄電池の整備など、災害時における電力確保のための整備を行う。
- 災害時の家庭での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。
- 卸売市場における生鮮食料品等の安定供給機能を維持するため、停電時の電源確保等の対策を図る。
- 道の駅において自立・分散型エネルギーの導入など防災機能の強化を推進する。

【重要業績指標】	R5		R11
○防災地区ごとに1箇所以上の電力を確保できる避難所の整備	9 箇所	→	24 箇所
○太陽光発電システム導入件数	6,880 件	→	8,000 件
○コージェネレーションシステム設置奨励金延べ申請数	125 件	→	180 件
○蓄電システム設置奨励金延べ申請数	467 件	→	800 件
○太陽熱温水器設置奨励金延べ申請数	18 件	→	50 件

5-3	都市ガス・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止		
<p>○災害時において緊急輸送道路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。</p> <p>○災害時において基幹的な広域輸送機能を確保するため、(仮称)黒丸スマートICの整備を図る。</p> <p>○災害時において緊急輸送道路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとのアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。</p>			
【重要業績指標】		R5	R11
○道路整備アクションプログラム整備率			
	幹線道路	19.9%	→ 56.2%
	都市計画道路	3.9%	→ 47.1%

5-4	上下水道施設等の長期間にわたる機能停止		
<p>○災害時の給水機能を確保するため、上水道基幹管路及び配水池の耐震化を図る。</p> <p>○水道事業施設整備計画に基づき、計画的に上水道管路の更新を図る。</p> <p>○浸水想定区域の水道施設の浸水対策を図る。</p> <p>○関係機関と応急給水に係る連携強化を図る。</p> <p>○し尿収集運搬に関する協定に基づき、災害時の対応についての協議を推進する。</p> <p>○災害時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、県と連携し、浄化槽管理システムの活用を推進する。</p> <p>○浄化槽に関する法定検査を徹底するとともに、合併処理浄化槽への転換を含めた浄化槽整備による個別分散型処理システムの構築を推進する。</p> <p>○下水道の効率的な地震対策を推進するため、下水道施設の被害想定マップを策定する。</p> <p>○防災拠点及び避難所の排水を受ける管渠や緊急輸送道路等に埋設されている管渠は、公共下水道の重要な幹線であり、被災時において公共下水道の機能を確保するため、計画的な耐震対策を図る。</p> <p>○防災拠点や避難所において緊急時のトイレを確保するため、マンホールトイレの整備を推進する。</p> <p>○存続させる農業集落排水処理施設について、機能診断の実施及び維持管理適正化計画の策定により長寿命化を図る。</p>			
【重要業績指標】		R5	R11
○上水道基幹管路の耐震化率			
		57.0%	→ 60.6%
○配水池の耐震化率			
		86.3%	→ 88.1%
○上水道管路経年化率			
		12.4%	→ 21.5%以内
○水道施設浸水対策完了箇所数			
		2/5 箇所	→ 4/5 箇所
○下水道被害想定マップの策定			
		湖南中部処理 区策定済	→ 東北部処理区策定
○公共下水道の重要な幹線管渠の耐震化率			
		44.2%	→ 56.3%

○マンホールトイレ設置箇所数	4箇所	→	10箇所
○農業集落排水処理施設機能診断実施地区数	9箇所	→	11箇所
○農業集落排水処理施設維持管理適正化計画の策定地区数	1箇所	→	4箇所

5-5	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響		
<p>○災害時において緊急輸送道路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。</p> <p>○災害時において基幹的な広域輸送機能を確保するため、(仮称)黒丸スマートICの整備を図る。</p> <p>○災害時の公共交通ネットワークを確保するため、鉄道施設の機能維持・強化を図る。</p> <p>○災害時において緊急輸送道路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとのアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。</p> <p>○災害時における電柱等の倒壊から避難路を確保するため、無電柱化を推進する。</p> <p>○災害時の緊急輸送道路の分断等を回避するため、高速道路を跨ぐ跨道橋の老朽化対策の推進を図る。</p> <p>○防災拠点及び避難所の排水を受ける管渠や緊急輸送道路等に埋設されている管渠は、公共下水道の重要な幹線であり、被災時において公共下水道の機能を確保する必要があるため、計画的な耐震対策を図る。</p> <p>○災害時における橋梁及びトンネルの信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。</p> <p>○停電等による信号交差点の安全性と円滑な交通流を確保するため、ラウンドアバウト交差点の整備を推進する。</p> <p>○地震による住宅等の倒壊を防止するため、管理不十分な空家等について関係機関と連携し、空家対策(所有者に対する空家の除却や適正管理の指導等)を推進する。</p> <p>○災害時において交通安全施設などの道路施設の信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理と計画的な修繕を図る。</p> <p>○災害発生後の道路交通網の迅速な復旧のため、街区境界調査を活用し、官民境界確定を推進する。</p>			
【重要業績指標】	R5		R11
○道路整備アクションプログラム整備率			
幹線道路	19.9%	→	56.2%
都市計画道路	3.9%	→	47.1%
○下水道総合地震対策計画の策定	湖南中部処理区策定済	→	東北部処理区策定
○公共下水道の重要な幹線管渠の耐震化率	44.2%	→	56.3%
○補修実施橋梁数	1橋	→	7橋
○適正に管理されている空家等率	72.0%	→	80.0%

目標 6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1	災害対応・復旧復興を支える人材等（企業、労働者、NPO、地域に精通した技術者、専門家、コーディネーター、ボランティア等）の不足等により復興できなくなる事態
<p>○日頃から、り災した場合に市税並びに国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に係る保険料の減免の制度が適用できることを周知する。</p> <p>○中心市街地において官民連携拠点施設やまちなか整備、商店街の再生等により、にぎわい創出と地域間の強いつながりの回復を図る。</p> <p>○被災時における二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士の養成を図る。</p> <p>○滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会に参画し、被災地への被災宅地危険度判定士を派遣する支援体制を構築する。</p>	
<p>【重要業績指標】</p> <p>○中心市街地の通行者数</p>	
R5	R11
8,462 人	10,550 人

6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
<p>○災害廃棄物処理計画について、関係機関との共有化を図り、災害発生時の連携や協力体制の構築を推進する。</p> <p>○災害廃棄物処理の広域連携体制の構築を推進する。</p> <p>○一般廃棄物処理業許可業者等との災害廃棄物処理等協力協定に基づく支援体制の実効性を確保し、迅速に災害廃棄物等が処理できるようにする。</p> <p>○災害廃棄物処理計画に基づき必要となる設備・機能を備えた新ごみ処理施設整備事業を推進する。</p>	
<p>【重要業績指標】</p> <p>—</p>	
R5	R11
—	—

6-3	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
<p>○災害後の復旧・復興を迅速に行うため、地籍調査の普及・啓発を行うとともに調査の推進を図る。</p> <p>○被災者の住まいの確保、住宅の被害認定調査、り災証明書の発行など、事前に生活再建支援に係る想定を行うなど検討を進める。</p> <p>○仮設住宅用地等復旧・復興のための必要な用地の確保について検討する。</p> <p>○応急段階から復旧復興段階まで災害対応を含め行政各業務における用地活用の見込みについて把握する。</p>	
<p>【重要業績指標】</p> <p>○地籍調査実施面積</p>	
R5	R11
31.5 km ²	32.3 km ²

6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失		
<ul style="list-style-type: none"> ○生活文化・民俗文化について定住人口の減少により復興できなくなる事態を回避するため、活力ある集落づくりを推進する。 ○博物館等における資料及び展示室・収蔵庫の被害を最小限にとどめるため、展示方法、収蔵方法等を点検する。 ○有形無形の文化財を映像等で記録し、計画的にアーカイブ化を図る。 ○文化財建造物及び文化財収蔵施設の防災、耐震化を図る。 ○文化財を守る行動の取り方等について、継続的に防災訓練・啓発を推進する。 ○計画的に博物館等の老朽化対策や天井、展示ケース、収蔵棚等非構造部材の耐震化を図る。 			
【重要業績指標】		R5	R11
事業継続力強化支援計画の策定		策定済	→ 継続策定

6-5	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による市経済等への甚大な影響		
<ul style="list-style-type: none"> ○商工会議所及び商工会と連携して事業継続力強化支援計画を策定し、共同で小規模事業者における事業継続計画の策定等の支援を図る。 ○商工会議所、商工会、金融機関等と連携し、民間事業者における事業継続計画の策定支援等を行う。 ○災害に強い民間物流施設の確保を推進する。 			
【重要業績指標】		R5	R11
-		-	→ -

(2) 施策分野別の推進方針

各施策の目的別に捉えた「個別施策分野」及び市が抱える政策課題別に施策を横断的に捉えた「横断的施策分野」別に見た推進方針は、次のとおりとする。

ア 個別施策分野別の推進方針

(7) 消防・防災
<ul style="list-style-type: none"> ○計画的に耐震性を有する防火水槽に更新するとともに、設置箇所の充実を図る。 ○消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材等の充実強化を図る。 ○消防車庫・詰所の計画的な更新整備を図る。 ○消防団員の確保と資質の向上を図る。 ○地震や大雨に伴う盛土の崩落による被害を防止するため、県と連携して盛土の安全性の把握・対策を行う。 ○公共施設等において地震や火災等の災害を想定した避難訓練を定期的実施する。 ○全国瞬時警報システム（Jアラート）自動起動装置の更新を行う。 ○防災情報告知放送システムの整備、戸別受信機の設置拡大、情報通信訓練の実施等緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る。

- 防災情報等を確実に伝達するため、伝達手段の多重化・多様化を図る。
- 地域における防災体制を強化するため、出前講座やリーダー養成講座を積極的に開催する。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。
- 水害や土砂災害が想定される公共施設等において避難訓練を定期的実施する。
- 防災マップ（洪水ハザードマップを含む。）について、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映するとともに市民等への周知を図る。
- 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設（学校、福祉施設、幼児施設等）において避難確保計画の策定を推進する。
- 登山者等が豪雨時等の山地被害等からの一時避難施設として利用可能な施設を整備する。
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう、国・県の指針に基づき受援計画を策定する。
- 自衛隊、警察、消防等との活動の連携を目的とする合同訓練が実施できるよう、関係機関と調整を行う。
- 災害時に広域的な受援・応援を円滑に行うため、他自治体と応援協定の締結や平時の情報交換等により連携強化を図る。
- 基幹的な役割を果たす避難所において、自家用発電機や太陽光発電及び蓄電池の整備など、災害時における電力確保のための整備を行う。
- トイレの確保のほか、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組方針」等を踏まえた対策を進める。
- 被害認定調査や被災証明書を交付するためのマニュアルやシステム整備など被災者の生活再建支援を迅速に行うための体制を整備する。
- 計画的な食料、生活必需品等の備蓄を図る。
- 家庭において日常備蓄（ローリングストック方式）により、災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。
- 拠点となる施設の整備に合わせて備蓄倉庫を整備する。
- 県内外を問わず、広域に自治体間、民間企業との災害時応援協定の締結の拡大を図る。
- 応援物資について、より効果的に受け入れ、適切に保管できる施設を確保する。
- 災害時に近隣住民が利用できる井戸として登録・周知を図るとともに、市内にバランスよく登録が進むよう推進する。
- 孤立が想定される地域において、計画的な食料、生活必需品等の備蓄を図る。
- 孤立が想定される地域において、日常備蓄（ローリングストック方式）により、災害発生後1週間分の非常用食料を備蓄するよう啓発する。
- 孤立が想定される自治会における備蓄場所の確保を図る。
- 孤立が想定される地域にヘリポートを整備する。
- 孤立が想定される地域において、非常用電源用に自家発電機を設置し、その燃料を確保する。
- 孤立が想定される地域において、非常通信用に衛星電話を確保する。
- 孤立が想定される地域において、地域で集会所等への自主避難を含めた避難先を確保し、地域で運営できるよう啓発する。
- 業務継続計画【震災編】の実効性を高めるため、見直しを行う。
- 一元化された防災情報について、職員の情報分析や対応能力の向上を図るとともに、防災情報の充実を図る。

- 職員参集システム等の導入により、発災後、自動的に職員に関する情報が収集整理できる体制を確保する。
- 家庭において食料、飲料水、生活必需品等を1週間分備蓄するよう啓発する。
- 庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバーを置く施設等について、非常用発電機の設置や発電容量の適量化を図る。
- 応急段階から復旧復興段階まで災害対応を含め行政各業務における用地活用の見込みについて把握する。

(イ) 都市・交通

- 道の駅奥永源寺溪流の里の老朽化対策を図る。
- 市営住宅の老朽化等に対応するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の建替えや解体及び統廃合を進める。
- 既存建築物耐震改修促進計画の見直しを行う。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、既存建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅等の耐震診断や耐震改修の取組の支援や耐震化の普及啓発を図る。
- 地震による住宅等の倒壊を防止するため、管理不十分な空家等について関係機関と連携し、空家対策（所有者に対する空家の除却や適正管理の指導等）を推進する。
- 災害時において緊急輸送道路、地域内道路ネットワーク、広域幹線ネットワークとのアクセス道路などの分断等を回避するため、道路の整備に関するプログラムに基づき計画的な道路改良等整備を図る。

【都市計画道路】

小今建部上中線（今崎工区）、尻無愛知川線（八日市金屋工区）、JR東口線（駅前広場含む。）

【市道】

八日市北部線、糠塚小脇線、妹・市ヶ原線、下中野・梅林線、能登川北部線、小川・林・能登川線、桜川石塔線、川合工業団地線、鈴宮川線

- 避難路の安全を確保するため避難路に面する民間ブロック塀等の耐震化の支援と啓発を図る。
- 火災の延焼による被害及び地震による建物倒壊被害の拡大を防止するため、狭あい道路の拡幅を推進する。
- 不特定多数が利用する建築物で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物について耐震化の啓発を図る。
- 災害時において速やかな避難や救助を図るため、緑地・オープンスペースの確保や避難場所としての公園、緑地、広場等の整備を推進する。

【公園等】

公園施設長寿命化計画に記載する事業

- 災害時における橋梁及びトンネルの信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。

【橋梁】

寺橋、無名橋3、愛知橋、関堂橋、安楽寺谷橋、日ノ出橋、北部1号橋、政所小橋

- 災害時における電柱等の倒壊から避難路を確保するため、無電柱化を推進する。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止し避難路を確保するため、避難路沿道建築物の耐震診断への支援や耐震化の普及啓発を図る。

- 広範囲で甚大な浸水被害を防止するため、国・県との連携を強化し、河川改修や堤防強化対策等の河川整備及び河道内の流下阻害となる堆積した土砂の除去や樹木の伐採等の河川の適正な維持管理を促進する。

【一級河川】

愛知川、日野川、大同川、蛇砂川、八日市新川、布引川、御沢川、瓜生川

- 集中豪雨等による雨水の流出量増大による市街地等の浸水被害を防止するため、雨水排水計画を策定し、計画的な雨水排水対策を推進する。
- 雨水渠・河川水路の計画的な整備を図る。
- 宅地開発等で設置された調整池について、流出抑制機能が確保されるよう適切な維持管理を行う。
- 土砂災害に対する安全性の向上を図るため、国・県との連携を強化し、砂防施設の整備を促進する。
- 土砂災害の発生・被害を最小限に抑えるため、国・県との連携を強化し、急傾斜地崩壊対策を促進する。
- 土砂災害による住宅・建物の倒壊を防ぐため、土砂災害特別警戒区域からの移転や建物補強による対策を推進する。
- 豪雪時において緊急輸送道路をはじめ幹線道路等の適切な除排雪を推進するとともに、除雪作業を請け負う事業者の育成等による安定的な確保を図る。
- 災害時において緊急輸送道路や国道・県道等の広域幹線道路ネットワークの分断等を回避するため、国・県との連携を強化し、道路改良等整備の促進を図る。

【国道】

国道8号、国道307号、国道421号、国道477号

【県道】

主要地方道大津能登川長浜線、主要地方道彦根八日市甲西線、
主要地方道多賀永源寺線、
主要地方道土山蒲生近江八幡線、主要地方道石原八日市線、
主要地方道栗見八日市線、県道下羽田市辺線、
県道佐生五個荘線、県道神郷彦根線、県道八日市五個荘線、
県道雨降野今在家八日市線、県道五個荘八日市線、
県道中里山上日野線、県道佐生今線

【その他】

名神名阪連絡道路

- 災害時において基幹的な広域輸送機能を確保するため、(仮称)黒丸スマートICの整備を図る。

【市道】

黒丸スマートインターチェンジ上り線及び下り線、下り線、
御代参街道3号線、長谷野7号線

【県道】

主要地方道石原八日市線

- 災害時の緊急輸送道路の分断等を回避するため、高速道路を跨ぐ跨道橋の老朽化対策の推進を図る。

【跨道橋】

平柳跨道橋、明正跨道橋、備前跨道橋

- 道の駅等において断水等災害時にも使用できるトイレの確保や自立・分散型エネルギーの導入など防災機能の強化を推進する。
- アスベスト使用建築物が損壊・破損することにより、アスベストの飛散・暴露等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、アスベスト使用建築物の所在

情報を把握し、アスベスト含有分析・除去の啓発や調査・モニタリング等の対策を推進する。

- 道の駅において自立・分散型エネルギーの導入など防災機能の強化を推進する。
- 災害時の公共交通ネットワークを確保するため、鉄道施設の機能維持・強化を図る。

【鉄道】

J R 琵琶湖線、近江鉄道本線・八日市線

【駅】

J R 能登川駅、近江鉄道五箇荘駅、河辺の森駅、八日市駅、長谷野駅、大学前駅、京セラ前駅、桜川駅、朝日大塚駅、朝日野駅、平田駅、市辺駅、太郎坊宮前駅、新八日市駅

- 停電等による信号交差点の安全性と円滑な交通流を確保するため、ラウンドアバウト交差点の整備を推進する。
- 災害時において交通安全施設などの道路施設の信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理と計画的な修繕を図る。
- 災害発生後の道路交通網の迅速な復旧のため、街区境界調査を活用し、官民境界確定を推進する。
- 被災時における二次災害を防止するため、被災宅地危険度判定士の養成を図る。
- 滋賀県被災建築物・宅地応急危険度判定協議会に参画し、被災地への被災宅地危険度判定士を派遣する支援体制を構築する。
- 災害後の復旧・復興を迅速に行うため、地籍調査の普及・啓発を行うとともに調査の推進を図る。
- 被災者の住まいの確保、住宅の被害認定調査、り災証明書の発行など、事前に生活再建支援に係る想定を行うなど検討を進める。
- 仮設住宅用地等復旧・復興のための必要な用地の確保について検討する。

(ウ) 保健・医療・福祉

- 民間の高齢者施設の防災・減災対策に対する支援を図る。
- 民間の障害者施設の防災・減災対策に対する支援を図る。
- 医療施設・機器等の耐震化を図る。
- 公共施設等において地震や火災等の災害を想定した避難訓練を定期的実施する。
- 介護サービス事業所において地域住民と連携した夜間想定避難訓練の実施を推進する。
- 水害や土砂災害が想定される公共施設等において避難訓練を定期的実施する。
- 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を推進する。
- 災害時におけるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。
- 在宅で人工呼吸器を使用している身体障害者等に対して災害時の対応についての啓発を図り、必要な方に日常生活用具として給付する。
- 災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、インフルエンザ等の予防接種の接種率向上の推進と感染症への正しい予防知識の周知を図る。
- 消毒液やグローブ、マスクなどの医療用備蓄品を備蓄し、定期的に更新する。
- 県、医療機関、医師会などの各種団体等と連携協力し、災害時医療体制の充実を図る。
- 災害拠点病院に指定されている近江八幡総合医療センターとの連携を推進する

とともに、本市エリア内で災害時医療体制を構築する。

- 災害時に医療救護所を開設できるよう医師会等の関係機関と調整を図る。
- 避難行動要支援者の条件に該当している方などに対して避難行動要支援者支援制度の周知を図る。

(I) 産業・経済

- 計画的に卸売市場の老朽化対策を図る。
- 道の駅奥永源寺溪流の里の老朽化対策を図る。
- 農村地域の防災減災力の向上を図るため、防災重点農業用ため池の位置及びハザードマップの周知を図る。
- 新たに防災重点農業用ため池として選定された場合は、速やかにハザードマップを策定し、周知を図る。
- 耐震調査が必要な防災重点農業用ため池の耐震調査を行い、計画的に耐震化等を実施する。
- 卸売市場における生鮮食料品等の安定供給機能を維持するため、停電時の電源確保等の対策を図る。
- 道の駅等において断水等災害時にも使用できるトイレの確保や自立・分散型エネルギーの導入など防災機能の強化を推進する。
- 商工会議所及び商工会と連携して事業継続力強化支援計画を策定し、共同で小規模事業者における事業継続計画の策定等の支援を図る。
- 商工会議所、商工会、金融機関等と連携し、民間事業者における事業継続計画の策定支援等を図る。
- 災害に強い民間物流施設の確保を推進する。
- 大規模災害発生時に迅速かつ確かな救援・支援を行うため、農畜水産物の集配拠点として、道の駅、公設地方卸売市場、JA集出荷場等の活用を検討する。
- 農業用施設の長寿命化や特定農業用管水路等（石綿管）の更新を図る。
- 効率的な森林施業と適切な森林経営管理を推進するため、施業の集約化に向けた森林境界明確化に取り組む。
- 効率的な森林（人工林）施業を推進し、健全な林業経営を促進するとともに、適切な森林保全を通じて防災・減災機能など森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるため、森林所有者や地域住民を中心とした集落会議を開催し、100年の森づくり方針の策定を行う。
- 森林のもつ多面的機能を回復し、山地の防災・減災対策を推進するため、計画的な森林整備を促進する。

「公益的機能別施業森林」の区域内において対象となる間伐等の面積 900ha

- 有害鳥獣による森林及び農地等への被害を防止するため、東近江地域鳥獣被害防止計画に基づき、有害鳥獣の捕獲、侵入防止柵や緩衝帯の整備を推進する。
- 林道の個別施設計画（長寿命化）に基づく、定期的なトンネル及び橋梁の点検と補修を実施する。
- 市森林整備計画の「基幹路網の整備計画」に掲載されている林道の維持管理及び改良工事を実施する。
- 治山事業による山地災害の防止と森林の適正な保全管理を図る。
- 集落による農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動を多面的機能支払交付金、中山間等直接支払交付金等により支援を図る。

- 農業の生産活動を維持し、農地の荒廃を防ぐため、農地等基盤整備を図る。
- 農地利用状況調査により遊休農地の現状を把握し、耕作の再開や農地の保全に向けた支援を行うとともに、生産振興や地域振興施策など総合的な取組により、耕作放棄地の解消を図る。
- 中心市街地において官民連携拠点施設やまちなか整備、商店街の再生等により、にぎわい創出と地域間の強いつながりの回復を図る。

(オ) 教育・こども

- 保育所及び幼稚園の計画的な老朽化対策又は認定こども園化を図る。
- 認定こども園の計画的な老朽化対策を図る。
- 身を守る行動の取り方等について、学校で継続的に防災訓練や防災教育等を推進する。
- 学校施設個別施設計画を策定する。
- 計画的に学校施設、文化振興施設、スポーツ施設及び図書館の老朽化対策や天井等非構造部材の耐震化を図る。

【公園等】

公園施設長寿命化計画に記載する事業

- 公共施設等において地震や火災等の災害を想定した避難訓練を定期的実施する。
- 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設における避難確保計画の策定を推進する。
- 水害や土砂災害が想定される公共施設等において避難訓練を定期的実施する。
- 災害時の防災対策の拠点となるスポーツ施設での感染症の発生、まん延を防止するため、空調設備の整備を推進する。
- 災害時における非常時食料を確保するため、学校給食センター備蓄の給食用非常食料の配布の体制整備を図る。
- 生活文化・民俗文化について定住人口の減少により復興できなくなる事態を回避するため、活力ある集落づくりを推進する。
- 博物館等における資料及び展示室・収蔵庫の被害を最小限にとどめるため、展示方法、収蔵方法等を点検する。
- 有形無形の文化を映像等について記録し、計画的にアーカイブ化を図る。
- 文化財建造物及び文化財収蔵施設の防災、耐震化を図る。

【重要文化財】

百済寺本堂保存修理事業、外村家住宅保存修理事業、外村家住宅防災設備整備事業 等

- 文化財を守る行動の取り方等について、継続的に防災訓練・啓発を推進する。
- 計画的に博物館等の老朽化対策や天井、展示ケース、収蔵棚等非構造部材の耐震化を図る。

(カ) 環境・上下水道

- 災害時の給水機能を確保するため、上水道基幹管路及び配水池の耐震化を図る。
- 上水道管路の破損時に配水池の水道水を確保するため、緊急遮断弁の整備を行う。
- 防災拠点及び避難所の排水を受ける管渠や緊急輸送道路等に埋設されている管渠は、公共下水道の重要な幹線であり、被災時において公共下水道の機能を確保する必要があるため、計画的な耐震対策を図る。

- 倒壊工場等からの有害物質の拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、県と連携し、適正管理の啓発や調査・モニタリング等の対策を推進する。
- アスベスト使用建築物が損壊・破損することにより、アスベストの飛散・暴露等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、アスベスト使用建築物の所在情報を把握し、アスベスト含有分析・除去の啓発や調査・モニタリング等の対策を推進する。
- 水道事業施設整備計画に基づき、計画的に上水道管路の更新を図る。
- 自然環境の有する防災・減災機能を維持するため、河辺いきものの森及び布引の森を適正に管理する。
- 災害時の庁舎等公共施設での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。
- 災害時の事業所での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を商工会議所及び商工会等と連携し推進する。
- 災害時の家庭での電気を確保するため、太陽光発電システムや蓄電池の導入の普及啓発を図る。
- 災害時の家庭での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導入を推進する。
- 浸水想定区域の水道施設の浸水対策を図る。
- 関係機関と応急給水に係る連携強化を図る。
- し尿収集運搬に関する協定に基づき、災害時の対応についての協議を推進する。
- 災害時における浄化槽の被災状況についての報告・連絡体制を構築するため、県と連携し、浄化槽管理システムの活用を推進する。
- 浄化槽に関する法定検査を徹底するとともに、合併処理浄化槽への転換を含めた浄化槽整備による個別分散型処理システムの構築を推進する。
- 下水道の効率的な地震対策を推進するため、下水道施設の被害想定マップを策定する。
- 防災拠点や避難所において緊急時のトイレを確保するため、マンホールトイレの整備を推進する。
- 存続させる農業集落排水処理施設について、機能診断の実施及び維持管理適正化計画の策定により長寿命化を図る。
- 災害廃棄物処理計画について、関係機関との共有化を図り、災害発生時の連携や協力体制の構築を推進する。
- 災害廃棄物処理の広域連携体制の構築を推進する。
- 一般廃棄物処理業許可業者等との災害廃棄物処理等協力協定に基づく支援体制の実効性を確保し、迅速に災害廃棄物等が処理できるようにする。
- 災害廃棄物処理計画に基づき必要となる設備・機能を備えた新ごみ処理施設整備事業を推進する。

(キ) 行政機能

- 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の見直しを行う。
- 防災拠点となる本庁・支所について適切な維持管理と機能強化を図る。
- 庁舎などの防災拠点、情報通信システムや各種サーバーを置く施設等について、非常用発電機の設置や発電容量の適量化を図る。
- 災害時の庁舎等公共施設での電気を確保するため、自立・分散型エネルギーの導

入を推進する。

- 日頃から、り災した場合に市税並びに国民健康保険、後期高齢者医療及び介護保険に係る保険料の減免の制度が適用できることを周知する。
- 応急段階から復旧復興段階まで災害対応を含め行政各業務における用地活用の見込みについて把握する。

イ 横断的施策分野

(7) 情報共有と防災意識の向上

- 地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、既存建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅等の耐震診断や耐震改修の取組の支援や耐震化の普及啓発を図る。
- 地震による住宅等の倒壊を防止するため、管理不十分な空家等について関係機関と連携し、空家対策（所有者に対する空家の除却や適正管理の指導等）を推進する。
- 避難路の安全を確保するため避難路に面する民間ブロック塀等の耐震化の支援と啓発を図る。
- 不特定多数が利用する建築物で耐震診断が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物について耐震化の啓発を図る。
- 地震や大雨に伴う盛土の崩落による被害を防止するため、県と連携して盛土の安全性の把握・対策を行う。
- 公共施設等において地震や火災等の災害を想定した避難訓練を定期的実施する。
- 防災情報告知放送システムの整備、戸別受信機の設置拡大、情報通信訓練の実施等緊急時における情報収集・伝達体制の充実を図る。
- 地域における防災体制を強化するため、出前講座やリーダー養成講座を積極的に開催する。また、必要な資機材の購入や防災備蓄品の充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援を行う。
- 水害や土砂災害が想定される公共施設等において避難訓練を定期的実施する。
- 防災マップ（洪水ハザードマップを含む。）について、最新の防災情報や避難所の改廃等を反映するとともに市民等への周知を図る。
- 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等に所在する要配慮者利用施設（学校、福祉施設、幼児施設等）において避難確保計画の策定を推進する。
- 農村地域の防災減災力の向上を図るため、防災重点農業用ため池の位置及びハザードマップの周知を図る。
- 新たに防災重点農業用ため池として選定された場合は、速やかにハザードマップを策定し、周知を図る。
- 土砂災害による住宅・建物の倒壊を防ぐため、土砂災害特別警戒区域からの移転や建物補強による対策を推進する。
- 災害の規模や被災地のニーズに応じて受援が円滑に行われるよう、国・県の指針に基づき受援計画を策定する。
- 自衛隊、警察、消防等との活動の連携を目的とする合同訓練が実施できるよう、関係機関と調整を行う。
- 災害時に広域的な受援・応援を円滑に行うため、他自治体と応援協定の締結や平時の情報交換等により連携強化を図る。
- 災害時におけるボランティア活動を支援するため、社会福祉協議会と連携し、必要な協力体制を構築する。
- 災害時の感染症の発生、まん延を防止するため、インフルエンザ等の予防接種の

接種率向上の推進と感染症への正しい予防知識の周知を図る。

- 災害時に近隣住民が利用できる井戸として登録・周知を図るとともに、市内にバランスよく登録が進むよう推進する。
- 孤立が想定される地域において、非常通信用に衛星電話を確保する。
- 一元化された防災情報について、職員の情報分析や対応能力の向上を図るとともに、防災情報の充実を図る。
- 職員参集システム等の導入により、発災後、自動的に職員に関する情報が収集整理できる体制を確保する。
- 商工会議所及び商工会と連携して事業継続力強化支援計画を策定し、共同で小規模事業者における事業継続計画の策定等の支援を図る。
- 商工会議所、商工会、金融機関等と連携し、民間事業者における事業継続計画の策定支援等を図る。
- 避難行動要支援者の条件に該当している方などに対して避難行動要支援者支援制度の周知を図る。
- 下水道の効率的な地震対策を推進するため、下水道施設の被害想定マップを策定する。
- 応急段階から復旧復興段階まで災害対応を含め行政各業務における用地活用の見込みについて把握する。

(イ) 老朽化対策

- 消防車両・消防設備の計画的な更新と資機材等の充実強化を図る。
 - 消防車庫・詰所の計画的な更新整備を図る。
 - 公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画の見直しを行う。
 - 民間の高齢者施設の防災・減災対策に対する支援を図る。
 - 民間の障害者施設の防災・減災対策に対する支援を図る。
 - 保育所及び幼稚園の計画的な老朽化対策又は認定こども園化を図る。
 - 認定こども園の計画的な老朽化対策を図る。
 - 計画的に卸売市場の老朽化対策を図る。
 - 道の駅奥永源寺溪流の里の老朽化対策を図る。
 - 市営住宅の老朽化等に対応するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、市営住宅の建替えや解体及び統廃合を進める。
 - 既存建築物耐震改修促進計画の見直しを行う。
 - 地震による木造住宅等の倒壊を防止するため、既存建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅等の耐震診断や耐震改修の取組の支援や耐震化の普及啓発を図る。
 - 地震による住宅等の倒壊を防止するため、管理不十分な空家等について関係機関と連携し、空家対策（所有者に対する空家の除却や適正管理の指導等）を推進する。
 - 学校施設個別施設計画を策定する。
 - 計画的に学校施設、文化振興施設、スポーツ施設及び図書館の老朽化対策や天井等非構造部材の耐震化を図る。
- 【公園等】
公園施設長寿命化計画に記載する事業
- 災害時における橋梁及びトンネルの信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理を行うとともに長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕を図る。

- 災害時の給水機能を確保するため、上水道基幹管路及び配水池の耐震化を図る。
 - 災害時の緊急輸送道路の分断等を回避するため、高速道路を跨ぐ跨道橋の老朽化対策の推進を図る。
 - 防災拠点及び避難所の排水を受ける管渠や緊急輸送道路等に埋設されている管渠は、公共下水道の重要な幹線であり、被災時において公共下水道の機能を確保する必要があるため、計画的な耐震対策を図る。
 - 農業用施設の長寿命化や特定農業用管水路等（石綿管）の更新を図る。
 - 水道事業施設整備計画に基づき、計画的に上水道管路の更新を図る。
 - 存続させる農業集落排水処理施設について、機能診断の実施及び維持管理適正化計画の策定により長寿命化を図る。
 - 災害時の公共交通ネットワークを確保するため、鉄道施設の機能維持・強化を図る。
 - 災害時において交通安全施設などの道路施設の信頼性・安全性を確保するため、適切な維持管理と計画的な修繕を図る。
 - 文化財建造物及び文化財収蔵施設の防災、耐震化を図る。
- 【重要文化財】**
 百済寺本堂保存修理事業、外村家住宅保存修理事業、外村家住宅防災設備整備事業 等
- 計画的に博物館等の老朽化対策や天井、展示ケース、収蔵棚等非構造部材の耐震化を図る。

(ウ) デジタル活用

- 火災の延焼による被害及び地震による建物倒壊被害の拡大を防止するため、狭あい道路の拡幅を推進する。
- 地震による木造住宅等の倒壊を防止し避難路を確保するため、避難路沿道建築物の耐震診断への支援や耐震化の普及啓発を図る。
- 効率的な森林施業と適切な森林経営管理を推進するため、施業の集約化に向けた森林境界明確化に取り組む。
- 効率的な森林（人工林）施業を推進し、健全な林業経営を促進するとともに、適切な森林保全を通じて防災・減災機能など森林の持つ多面的機能を十分に発揮させるため、森林所有者や地域住民を中心とした集落会議を開催し、100年の森づくり方針の策定を行う。
- 災害時の公共交通ネットワークを確保するため、鉄道施設の機能維持・強化を図る。
- 有形無形の文化財を映像等で記録し、計画的にアーカイブ化を図る。

(3) 関係府省庁所管交付金・補助金を活用する主な推進方針

本市の国土強靱化を推進するに当たり国の交付金・補助金を受けて実施する主な推進方針は、別添2「東近江市国土強靱化計画 関係府省庁所管交付金・補助金を活用する主な推進方針一覧」のとおりである。

(参考)

○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（施策の策定及び実施の方針）

第9条 国土強靱化に関する施策は、次に掲げる方針に従って策定され、及び実施されるものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価を行うこと。

（国土強靱化基本計画）

第10条 政府は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方公共団体の国土強靱化に関する施策の実施に関する主体的な取組を尊重しつつ、前章に定める基本方針等及び国が本来果たすべき役割を踏まえ、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化基本計画」という。）を、国土強靱化基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めるものとする。

（国土強靱化地域計画）

第13条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第14条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

（国土強靱化基本計画の案の作成）

第17条 本部は、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、脆弱性評価の指針を定め、これに従って脆弱性評価を行い、その結果に基づき、国土強靱化基本計画の案を作成しなければならない。

2 省略

3 脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとする。